

公立大学法人奈良県立医科大学役員報酬規程の一部改正 【資料3】

改 正 後	現 行
<p>(期末手当) 第7条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては <u>100分の147.5</u>、12月に支給する場合においては <u>100分の162.5</u> (以下この条において「期末手当月数」という。) を乗じて得た額に、基準日前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略</p> <p>附 則 1 略 (基本給の特例) 2 常勤の役員に支給する基本給月額を、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間(以下、「特例期間」という。)、第4条の規定にかかわらず、第4条の規定に基づいて定める額から当該額に100分の4を乗じて得た額(その額に百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。ただし、第7条に規定する期末手当の額の算出の基礎となる基本給の額については、この限りでない。</p> <p>附 則 <u>この規程は、平成27年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(期末手当) 第7条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては <u>100分の140</u>、12月に支給する場合においては <u>100分の170</u> (以下この条において「期末手当月数」という。) を乗じて得た額に、基準日前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略</p> <p>附 則 1 略 (基本給の特例) 2 常勤の役員に支給する基本給月額を、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間(以下、「特例期間」という。)、第4条の規定にかかわらず、第4条の規定に基づいて定める額から当該額に100分の4を乗じて得た額(その額に百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。ただし、第7条に規定する期末手当の額の算出の基礎となる基本給の額については、この限りでない。</p>

(参考)

(賞与支給月数)

～平成25年度			平成26年度(改定後)			平成27年度		
6月	12月	合計	6月	12月	合計	6月	12月	合計
1.4月	1.55月	2.95月	1.4月	1.7月	3.1月	1.475月	1.625月	3.1月